

別紙

諮問第832号

答 申

1 審査会の結論

「私が○（平成○）年○月○日午後○頃に○○警察署管内で遭った交通人身事故に関する送致書類一式、及びその他捜査等関係書類のすべて」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が○（平成○）年○月○日午後○頃に○○警察署管内で遭った交通人身事故に関する送致書類（写真、DVD等電子データを含む）一式、及びその他捜査等関係書類のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和元年11月25日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和2年12月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年12月13日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月20日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年12月16日（第157回第三部会）及び令和4年1月24日（第158回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 「訴訟に関する書類」の意義について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章…の規定は、適用しない。」と規定している。

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」（平成3年3月26日2情都個第26号）では、『「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものをいう。』と規定している。

「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないことと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

イ 「訴訟に関する書類」の該当性について

審査請求人は、審査請求人が遭った交通事故に関する情報一切の開示は真相解明に欠かせないものである旨主張し、本件却下処分を求めている。

これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報に記載された書類（以下「本件請求個人情報」という。）は、特定の事件に関して実施機関が捜査を行い、検察庁に送致をした書類及び捜査の過程で作成、収集された書類であり、いずれも司法書類に該当すると説明する。また、それらの書類には、特定の事件における当事者及び関係者等に関するプライバシー性の高い個人情報が含まれているほか、捜査の経過、当事者等の供述内容及び事件判断の着眼点など、捜査情報やその手法等に関する情報が多く記載されているものであり、「訴訟に関する書類」に該当する旨説明する。

審査会が本件開示請求書を確認したところ、審査請求人が開示を求める本件請求個人情報は、特定の日付に発生した特定の交通事故に関して実施機関が捜査し、検察庁に送致した送致書類一式及びその他捜査等関係書類に記載された保有個人情報であることから、実施機関の説明のとおり、いずれも刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記載されている個人情報であると認められる。

よって、本件請求個人情報について、条例30条の2に基づき、本件開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明